厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件に関する意見募集の結果について

令和８年３月 17 日
厚生労働省
年金局事業管理課

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件について、令和６年 12 月 27 日（金）から令和７年１月 25 日（土）まで御意見を募集したところ、２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	「昼食を労働者に対して供与しているが、その費用の一部を労働者から徴収している」場合における「現物給与の価額」の考え方が、労働保険と社会保険とで異なっており混乱を生じさせる可能性があります。 現場で、特に中小企業において、これらが完ぺきに理解されて厳格に遵守されているとは到底思えないため、統一を図るべきではないのでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
２	改正の趣旨に「現物給与価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与価額について見直しを行う」とありましたが、改正を予定している別紙の現物給与価額をみると、食材の原価程度の金	現物給与の価額につきましては、総務省統計「家計調査」および総務省統計「小売物価統計調査」を基に都道府県毎に算出しており、現物給与価額を現在の実態に即した

	額となっており、飲食店やスーパーで飲食物を購入できる金額ではありません。金額を引き上げることはできないのでしょうか。	ものに見直すものであるため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。